

宗像市史跡保存整備審議会委員(案)

任期：平成22年12月1日～平成24年11月30日

区分	氏名	役職名
知識経験を有する者	西谷正 (再任)	九州歴史資料館館長
知識経験を有する物	佐野千絵 (再任)	東京文化財研究所室長
知識経験を有する物	林重徳 (再任)	佐賀大学名誉教授
知識経験を有する物	杉本正美 (再任)	九州芸術工科大学名誉教授
知識経験を有する物	石山勲 (再任)	日本考古学協会会員
教育関係機関を代表する者	鎌田隆徳 (再任)	自由ヶ丘南小学校教頭
市民代表	矢田公美 (新任)	一般市民

※前任委員：平松秋子(市民代表)

○宗像市史跡保存整備審議会規則

平成20年3月31日
教育委員会規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市附属機関設置条例(平成15年宗像市条例第21号)により設置された宗像市史跡保存整備審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、7人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから宗像市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 教育関係機関を代表する者
- (3) 市民代表

(任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じて委員以外の者を審議会の会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民協働部市民活動推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。